

(第三面)

この(第三面)は、事務所ごとに記入する。

・更新・免許換えのみ記入(新規は記入不要)し、右詰めで記入する。

新潟県知事(5)第4567号の場合
新潟県の免許権者番号→15

1	5	(5)			4	5	6	7
---	---	-----	--	--	---	---	---	---

項番30

- ①「事務所の別」の欄は、該当する番号を記入する。
- ②「事務所の名称」の欄は、主たる事務所の場合は「本店」、従たる事務所の場合は、「〇〇支店、△△営業所、□□支社」等と記入する。

項番31

- ①「所在地市区町村コード」は「市区町村コード表」を参照して記入する。
- ②「所在地」の欄は、都道府県、市郡区、区町村を段外に記載し、下段の枠内には市区町村以下を記入する。
この場合、丁目、番地、号は「—(ダッシュ)」で区切り、上段から左詰めで記入する。
- ③「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ「—(ダッシュ)」で区切り、左詰めで記入する。
- ④「従事する者の数」の欄は、営業に従事する者のみならず、宅地建物取引業に係る一般管理部門に所属する者や補助的な業務に従事する者も含め右詰めで記入すること。

なお、宅地建物取引業と他の事業を兼業する場合は、宅地建物取引業に従事する者についてのみ記入する。
また、添付書類(3)「専任の宅地建物取引士設置証明書」及び添付書類(8)「宅地建物取引業に従事する者の名簿」と一致すること。

項番32

本店で代表者が常勤できず、他の者に契約締結権限を委任している場合は、その者について記載する。
従たる事務所の留意事項(項番32以降)を参照する。

項番41

項番12の②以降と同じ

専任の宅地建物取引士が(第三面)に書ききれない場合は(第四面)に記載する。